

「佐用町投票区及び投票所の見直しについて（案）」に関する意見と選挙管理委員会の考え方

佐用町投票区及び投票所を見直すにあたり、住民の皆さまから貴重な意見をいただきありがとうございました。

提出いただきましたご意見と、佐用町選挙管理委員会の考え方につきまして、次のとおり公表いたします。

なお、ご意見につきましては、原文のとおり掲載させていただきました。

番号	提出された意見の内容	選挙管理委員会の考え方
1-1	<p>上記見直し案は 11/25 開催の自治会長会にて説明を受けています</p> <p>「投票区及び投票所の見直し案」に賛成</p> <p>その上で次の 2 点の改訂を希望します</p> <p>1. 投票時間の短縮</p> <p>午前 7 から午後 6 時まで</p> <p>理由：期日前投票制度が周知され有効に活用されている（3 割）選挙事務における負担軽減（PM6-8 までの投票者が非常に少ない・人口・有権者減少が進むため思い切った決断が必要）他所においても投票時間短縮の事例はあるようだ（島部だけでなく）</p>	<p>投票時間の短縮について、特別の事情がある場合は繰り上げする事は可能であります。この度の投票所の見直しと併せて投票時間も短縮することは困難であると考えます。今後において、今回の見直しが定着し、有権者の投票に支障を来さない範囲で可能であるか研究してまいります。</p>
1-2	<p>2. 「見直しの考え方」の 3&4 項目 “送迎バスの運行” に関して</p> <p>バスの利用対象（案）を撤廃緩和し “投票する意志を有し投票所に出向くことが困難もしくは送迎を利用希望の者（困難でない者も含む）”・・・福祉問題などと区別すること無くこのことが選挙への理解を得また選挙制度への参加を促すものでなかろうかと考える 考え方によっては交通困難者への投票強要など “逆差別” ともなりかねない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（案）では逆にバス利用を制限し選挙への参加を阻害しているように感じる少なくとも投票所まで遠方になっている ・では実際利用しようとするならば・・・自分だけにバスを手配 	<p>送迎バスの運行は、この度の見直しにより遠距離になる有権者への対応策として考えています。運行の方法は、駐車場所を定め運行する路線バス方式で考えております。運行バスは道路状況により、マイクロバス、ワゴン車を午前、午後にそれぞれ各 1 便運行する予定です。利用者数にもよりますが、極力利用のしやすい方法で対応ができるよう検討し、さらに実施した状況を見ながら見直しを図ってまいりたいと考えています。</p>

	<p>してもらるのは気の毒だ・バスを待たせてはと 30 分前から道に出て待たなければ・体調の具合もあり実際行けるかどうか・予約した（誘われたから）ために絶対に行かなければならない・また車は所有しているが降雨のために運転する自信が無い者など</p> <p>運行案：午前と午後の各 1 便を保育園や小学校のマイクロバスを運行する</p> <p>概ね学童のバス停（1k m以内は除外）とし広く誰でも利用可能とする</p> <p>ますます高齢化社会になるための対策として・・・実際あまり利用者は多くないと思うがこのくらいの優しさがあってもよいのではないか</p> <p>投票を強要しないために（投票する・しないも有権者の意志）バスの運行時間（各バス停の時間）は予め広報などで通知する 特定の人に特別に呼びかけ呼び出しはしない</p> <p>したがって例えばバスの利用がなく空車で運行であっても上記の理由から大きな意味があるましてや“バスの利用状況から運行の是非を問うことはすべきでない”</p> <p>どうしても町議会の先生方がその是非を問いたければ“選挙制度への参加・広報活動事業”の積極施策の一環と宣言し捨て置く必要がある</p>	
2-1	<p>人口減少が進展し、期日前投票も普及した今日、投票区及び投票所の見直しには賛成であります。</p> <p>見直しについては、次の点に留意し配慮願います。</p> <p>平成28年4月にスタートする障害者差別解消法に基づき、すべての投票所において、車いす、多目的トイレなど必要かつ、合理的な配慮をお願いします。</p>	<p>バリアフリー化ができていない投票所については仮設置するなどの措置を講じるとともに、事務従事者の介助により対応したいと考えております。</p>
2-2	<p>現在よりもさらに人口減少、高齢化になる。40年～50年後でも耐えうる見直しを要望します。</p>	<p>ご指摘のとおり人口規模の大きな変化などがなければ相当の期間維持することが適当で、短い周期で再度見直すことは有権者にと</p>

		<p>っても不便であり、事務的にも大変複雑となることから、今回の見直しでは可能な限り、各地域の将来的な見直しも考慮して判断しております。</p>
2-3	<p>旧小学校校区を基本とした見直しに配慮願います。例えば旧26、27投票区が合併するにもかかわらず、同じ校区であり、投票所まで5km以内(一部6km)にかかわらず、単独になるのは不自然です。旧南光町が8投票区から4投票区にするためなのか理解に苦しみます。</p>	<p>地域住民にとって最も身近な活動範囲は小学校区や自治会の区域であることから、小学校区又は自治会の区域を基点として考えています。</p> <p>しかしながら、有権者の数、住居から投票所までの距離だけでなく、地理的な面、有権者が円滑に投票を行えること等地域性も考慮する必要もありますので、様々な視点から判断しておりますのでご理解をお願いします。</p>
2-4	<p>ポスター法定掲示板枚数についてですが、第一投票区の340人に一枚の掲示数は12投票区ですと37人になり、その割合は10倍にもなり、選挙の不平等と思います。町のポスター掲示場に関する条例と見直し、主な掲示場が山林などに占める時は、常識的なものになるよう配慮願います。</p>	<p>ポスター掲示場の法定数につきましては、政令で投票区の有権者数、投票区の面積により規定されるものであります。</p> <p>しかしながら、ご指摘のとおり1枚当たりの有権者数の割合にしますとかなり不均衡が生じております。また、同政令において、各投票区において設置するポスター掲示場の配置は、当該選挙区における人口密度、地勢、交通等の事情により総合的に考慮して合理的に行うよう規定されております。選挙執行時には、県選管と協議しながら調整し、基本的には1自治会に1箇所、人通りの多い場所、見やすい場所を選択し、バランス良く設置すべく対応いたします。</p>
3	<p>有権者の不便になるので反対です。投票箱を投票者のところへ持ちまわるのが基本原則で、それをどう実現するかが行政や選挙管理委員会の役割です。その方向に努力しない行政や選管はお役御免です。存在する意味がありません。考え方の出発点と方向が全く間違っていると思います。</p> <p>佐用町は行政が100分の権限をもつ「住民の人権ゼロの町」になりつつあります。合併してから何も良い事はないという声ばかり聞きます。加えてこれでは、早く三日月町にもどすべきだという意見ももっともだと思います。</p>	<p>この度の意見募集は、選挙管理委員会において調査研究し協議を重ねて作成した案について、さらに住民の皆様の意見を募集し原案をさらに良くしていくためのものですので、この趣旨をご理解いただきたいと思います</p> <p>そのうえで、この度の見直しは、投票区は過去に、当時旧町それぞれの地域の実情を勘案し設けられたものですが、旧町ごとと比較すると、投票所の数や距離、有権者数、面積等に不均衡が見られる状況です。一部の投票所では、施設や駐車場が手狭で、必ずしも投票しやすい環境とは言えない投票所もあり、また、高齢化や人口減</p>

<p>選挙といえども、住民が政治を考え自分と社会の関係を考える貴重な機会です。若者の選挙離れは、議員が若者の労働や生活との一体感を持っておらず、議員活動が若者や多数有権者の意向よりも「<u>お上の意向</u>」をソントクしてなされてきたことの結果です。議会が<u>行政府の意向</u>にそって追認手続きを行うに過ぎない行政府の従属機関に墮していることを若者の直感はずっと前から見抜いてきたということです。</p> <p><u>地方自治体</u>であるはずの佐用町は、主権者であり自治の主体たる佐用町住民に依拠するのか、「お上の意向」に軸足を置くのか。看板とスローガンだけ前者、実務は後者という使い分けは今回の事例のごとく誰にも通用しない程に分裂がはなはだしくもはや惨めです。100 年の専制君主は「はだかの王様」と同義なのです。</p> <p>資料は 100 年の経費削減からの発想しかなく、バランス・人手不足・駐車場・5 基[*]基準など全て経費削減の口実でしかありません。予め解決の方向を住民の自治、住民の決定権の行使の方向からそらしています。自治権を尊重するなら地域性こそ尊重すべきです。課題も困難も個別具体的に表れるので、その解決もまずは個別の住民自身に解決策を提案してもらうべきです。その際、佐用町の条例、ルール、バランス等々をもちだして住民自治という最も大事なものを阻害するべきではありません。一度白紙にもどして考えることが必要だと思います。</p>	<p>少などで、有権者が少なく投票管理者や投票立会人を選ぶことが困難な投票区も見受けられます。</p> <p>また、期日前投票制度が浸透し、期日前投票者数の増加、投票日に投票する有権者が減少するなど、投票の変化への対応が必要となっています。</p> <p>投票事務の執行におきましても、国政、県政における選挙執行の国県交付金の減少、町職員数の減少に伴う投票事務従事者の確保は困難を極めております。</p> <p>そこで、当委員会では、投票管理の合理化及び経費の削減だけでなく、道路交通事情や社会環境の大きな変化に対応し、投票区の不均衡の是正、投票所施設の設備環境・立地条件・駐車場等の充実した投票所の設置・運営も考慮し、可能な限り有権者の利便性、サービス低下を招かないよう十分配慮し、さらに各地域の将来的な見通しも考慮して、今後も継続して適正な選挙を執行していくため、総合的に判断させていただいたものですので、ご理解をお願いします。</p>
<p>三日月地域投票所が 3ヶ所になる見直しについて反対します。 理由</p> <p>4</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 距離が遠く高齢者（車に乗れない）が行けない。 2. 志文地域より有権者数が多いのになぜ？ 3. 見直すなら志文地区も見直しをするべきでは？ 4. 投票率が低下する心配も！ 5. 町行政に関心が無くなる心配がある。 	<p>この度の意見募集は、選挙管理委員会において調査研究し協議を重ねて作成した案について、さらに住民の皆様の意見を募集し原案をさらに良くしていくためのものですので、この趣旨をご理解いただきたいと存じます。</p> <p>そのうえで、統合により遠距離になる方への対応は送迎バスの運行をいたします。見直しの基準は、有権者数のみに執着し、決定したものではありません。投票率の低下も懸念されるどころです</p>

	<p>6. 11月25日自治会長会の席で担当課より説明があったが、町長も出席しておられたのだから自らが納得のいく説明をしてほしかった。</p> <p>※尚、今後自治会長の役目としての立会が必要となりますが、私は協力できませんのでよろしく。</p>	<p>が、選管といたしましても、さらに周知徹底し、投票率の低下を招かないよう努力いたします。</p> <p>また、選挙の執行については、選管だけでなく、有権者の皆様、投票管理者・立会人、町職員等、皆様のご協力により適正に執行することができます。皆様のご協力がなければ投票区の見直し以前に、適正な選挙の執行が出来なくなりますので、ご理解とご協力をお願いします。</p>
5-1	<p>1. 全町民に事前周知されるよう配慮願う。</p> <p>既に自治会長には通知されたとのことですが、その扱いは自治会長により異なると考えられます。</p> <p>全自治会長に対して、地域住民に対して周知と要望聞き取りとその結果を町担当部局に報告するよう指示し、選挙当日に「知らなかった」という町民がいないように配慮願います。出された要望には、できる限り対応願います。</p>	<p>広報、ホームページ、無線、ケーブルテレビ、各戸配布チラシ等により周知徹底に努めます。また、いただいたご要望につきましては可能な限り対応してまいります。</p>
5-2	<p>2. 無料送迎バス運行時の配慮</p> <p>「各地区の旧投票所に何時に集合」というような安直なことはやめていただきたい。</p> <p>バスの運行ルートと主な通過点の通過時刻を事前に提示し、そのルート上で待っていれば乗車できるよう配慮願う。ルートは、できる限り各集落内を通り、利用希望者の歩行距離が短くなるよう配慮願う。主要国道、県道に限定しないこと。</p> <p>乗車希望者を事前に調査し、乗車漏れのないように配慮願う。事前調査は、自治会長が実施すればよいと思う。</p> <p>バスということですが、バスに限らずできるだけ町の業務車両を使用し、運転手も町職員を充てるなど、経費削減効果が最大になるよう、配慮願う。</p>	<p>現在送迎バスの運行は、あらかじめ停車場所、走行ルート、通過時刻を定める路線バス方式で検討しています。車道の幅、送迎バスの大きさ等により、巡回できる範囲は限られるかもしれませんが、可能な限りルート設定を検討いたします。また、運行車両はすべて町所有車（町マイクロバス、ワゴン車）で考えており、運転は、町職員を充てる予定をしております。</p>
5-3	<p>3. 期日前投票への配慮</p> <p>さよさよサービス等を利用し、期日前投票に行かれるケースも</p>	<p>さよさよサービスの利用につきましては、運輸局の運行許可に基づいて事業展開されているものであり、選挙に限り特例を持つこと</p>

	<p>想定される。</p> <p>その際は、投票所での下車は下車とせず、引き続き同じチケットで継続乗車できるよう配慮願う。</p>	<p>は困難であると考えますのでご理解をお願いします。</p>
5-4	<p>4. ポスター設置数について</p> <p>提示案では、1投票所当たりの法定設置数が記載されていますが、この通りに設置されるのでしょうか。これでは、集落数や有権者数とのバランスが崩れ、立候補者確認が困難な地区が出てきそうです。集落数、有権者数とバランスがとれるよう、配慮願う。ポスター設置個所も自治会長に確認されてはいかがでしょうか。</p>	<p>ポスター掲示場の設置場所については、あくまで法定数を示したものであり、実際の設置数とは異なります。町全体で146箇所を限度として、ご意見のとおり集落数、有権者数を考慮しバランスがとれるよう配慮いたします。また、新たに設置する場所については、自治会長とも相談し、決定したいと存じます。</p>
6	<p>ふれあいの里三日月（下本郷）の施設について、選挙等の投票場所として本郷地区の住民の皆様方には、特に必要な施設であります。</p> <p>数ヶ月前の新聞等によりますと、ふれあいの里三日月の施設について今期に於いて廃止とし、次回より（下本郷、上本郷）住民の皆様には、三日月支所にて、選挙等の投票場所となる予定であります。廃止後については、出掛けること事態が大変になるでしょう。</p> <p>特に、選挙等の投票には、出来る限り一人でも多く投票場に来て頂ける様地域に於いて願うして居ります。</p> <p>従って、ふれあいの里三日月の施設を廃止する事無く、選挙等の投票場所として、廃止では無く施設を継続出来る様、お願い致す次第で御座います。</p> <p>宜しく御検討をお願い申し上げます。</p>	<p>見直しに当たっては、選挙は町民が政治に参加する重要な機会であることを念頭に、選挙を公平かつ適正に執行し、有権者の利便性、サービス低下を招かないよう十分配慮するものとしします。</p> <p>遠方となる有権者で、交通手段がない方は、無料送迎バスの運行を検討しています。</p>
7-1	<p>平素は、住民生活向上、住民福祉向上・地域発展等々ご尽力賜り、感謝申し上げます。</p> <p>つきましては、「投票区及び投票所の見直しについて」質問・要望を記しますので、ご覧察を賜りますようお願い申し上げます。</p>	<p>公平で公正な選挙事務の執行のためには、投票区の見直しは避けては通れない課題であると考え、全町域において、統一の見直し基準を設けて作成しております。ご意見の「志文クラブ」の存続についてですが、三日月支所への投票所に変更した場合、住居から投票所までの距離が最も遠くなる有権者は6.9kmとなりますので、こ</p>

	<p><質問></p> <p>今回の投票所見直しに際しまして、志文クラブが残存する事になり志文地域の有権者の方々は安堵されている事と存じます。よかったですと思います。</p> <p>しかし、現状では「志文クラブ」と「ふれあいの里三日月」での投票所環境条件は、あまり変わらないと考えますが、「ふれあいの里三日月」投票所廃止が提案されております。どのような投票所見直し基準によって、廃止が提案されているのか、ご回答賜り度お願い申し上げます。</p>	<p>の度は見直しを行わないこととしています。今回の見直し基準で住居から投票所までの距離については概ね5.0km以内の地域は統合することとしております。</p>
7-2	<p><要望></p> <p>投票区及び投票所の見直しについての現状と課題については、一定の理解は致しますが、そこに居住している者としては残存下さる様、切に要望いたします。</p> <p>もし「ふれあいの里三日月」での投票が出来なくなると、当地域下本郷中村において、数人、三日月支所投票所に出向く交通手段がありません。その後数年経過すると、その有権者数は増加すると推測いたします。(別途詳細説明地図添付)</p> <p>どうしても見直し案の通り「ふれあいの里三日月」投票所が廃止されるのであれば「見直しの考え方」にて検討されております。無料送迎バスの運行距離(5km以上 ⇒ 500m～1km以上)を見直しご検討賜りますよう心中よりお願い申し上げます。</p>	<p>この度の見直しは、一部の地域のみを限定し検討したのではなく、町全体のバランスを考慮して検討したものでございますので、ご理解をお願いします。</p> <p>無料送迎バスの運行につきましては、それぞれの地域の実情を考慮しながら、検討していきます。</p>
8	<p>不便になるので困る。車で移動できる人ばかりではない。遠くなれば、心理的にも行きづらくなる。財政面からの効率ばかり求めず、地域の実情に合わせて欲しい。</p>	<p>遠方となる有権者で、交通手段がない方は、無料送迎バスの運行を検討しています。運行範囲につきましては、それぞれの地域の実情を考慮しながら、検討していきます。</p>